

塗研共済会会則

塗研共済会事務局

令和7年 5月 1日

第1条 (名称及び事務局)

本会は、「塗研共済会」と称し、㈱カシワバラ・コーポレーション
(以下「会社」という)及びその協力会社により運営し、事務局を会社 岩国本社内に置く。

第2条 (目的)

本会は、労働者の安全と健康を確保するために、次の事業を行うことを目的とする。

- 1) 労働安全衛生法に基づく技能講習、その他特別教育及び健康診断を実施し、労働災害の防止に努める。
- 2) 業務上の事由による労働者の負傷又は死亡に対して給付金を支給し、労働者の福祉向上に努める。

第3条 (会員)

本会の会員は、㈱カシワバラ・コーポレーションが指定する一次協力業者により構成し、継続して取引がある一次協力会社を対象とし、次の会員区分を設ける。複数の事業部で使用する会員区分の取扱いに関しては、登録時の事業体を優先して判断する。

- 1) 1号会員：インフラメンテナンス事業の一次協力会社で構成する。
第11条、第12条ならびに安全大会に関する費用を対象とする。
2号会員・3号会員への変更は原則として認めない。
- 2) 2号会員：ビルディングメンテナンス事業・リノベーションデザイン事業の一次協力会社で構成する。
第12条と安全大会に関する費用を対象とする。
3号会員への変更は原則として認めない。
- 3) 3号会員：建築事業の一次協力会社で構成する。
第12条第1項及び第2項1)（入院給付金と休業補償を除く）と安全大会に関する費用を対象とする。
- 4) 未加入は、部署長の判断で認める。その場合は、塗研共済会会則条項は適用されないものとする。
- 5) 前項各号の定める会員区分変更は下記の場合を除いて認めない。
インフラメンテナンス事業系以外の一次協力会社の会員の変更は、当共済会と同等以上の補償に会員が加入していることが確認できた場合には部署長判断で1号会員・2号会員への変更を認める。

第4条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名 (本会会員)
- 2) 副会長 1名 (カシワバラ・コーポレーション)
- 3) 理事 各拠点1名 (本会会員)
- 4) 監査 1名 (本会会員)
- 5) 会計 1名 (カシワバラ・コーポレーション)

第5条 (役員の選任)

役員の選任は次のとおりにする。

- 1) 会長、副会長は、総会において会員の中から選挙又は推薦により選任する。
- 2) 理事は、各拠点部署長の推薦により選任する
- 3) 監査は本会会員から1名選任する。

第6条 (役員の任務)

- 1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- 3) 理事は、各拠点の会に関する事業の運営に当たる。
- 4) 監査は、本会の会計を監査する。
- 5) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
また、年度末会計監査を経て総会に決算報告をする。

第7条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第8条 (総会)

定期総会は、年1回開催する。但し、役員が必要と認めた場合、または全会員の十分の一以上から要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

- 1) 総会は委任状を含め、本会役員の過半数の出席をもって成立する。
- 2) 総会の決議は、出席した会員の過半数の同意を必要とする。

第9条 (総会の議決事項)

総会は、この規約の他の条項に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 規約の改正
- 2) 事業計画および事業報告の承認
- 3) 予算および決算の承認
- 4) 理事の承認
- 5) その他、役員会において必要と認めた事項

第10条 (費用負担)

1. 本会は、第2条の目的を達成するため次の賦課金を徴収する。

- 1) 普通賦課金 1号会員 : 税抜請負金額の0.5%
 2号会員 : 税抜請負金額の0.25%
 3号会員 : 税抜請負金額の0.15%
- 2) 特別会費 ㈱カシワバラ・コーポレーション一部負担
- 3) 臨時賦課金 本会が決議した額

2. 前項で徴収した賦課金は如何なる理由があっても一切返金しない。

第 11 条 (技能講習・安全教育及び健康診断・健康維持等の福利厚生)

1. 労働安全衛生法に基づく、技能講習及びその他教育受講のための受講料は、実施機関の合否決定通知の確認後に負担する。但し、法律で介入が義務付けられている等事務局が認めたものはこの限りでない。

※初回受講料のみでなく更新手数料も負担する。

(合否に関わらず受講料の負担は 1 回までとする)

1) 技能講習

【1 号会員対象】

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習及び足場の組立て等作業主任者能力向上教育(足場の点検実務担当者研修等準ずるもの)
- ・酸素欠乏症等危険作業主任者技能講習 (第 1 種・第 2 種)
- ・有機溶剤作業主任者技能講習
- ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び特定化学物質作業主任者能力向上教育
- ・鉛作業主任者技能講習
- ・玉掛け技能講習及び玉掛け業務従事者安全衛生教育(能力向上教育)移動式クレーン(ユニック含む)を用いる玉掛け作業(つり上げ荷重1トン以上)も対象
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・高所作業車運転技能講習 (作業床の高さ 10 m 以上)
- ・床上操作式クレーン運転技能講習 (吊上げ荷重 5 t 以上)
- ・小型移動式クレーン運転技能講習 (吊上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満)
- ・石綿作業主任者技能講習

2) その他教育

【1 号会員対象】

- ・職長教育、職長能力向上教育、職長・安全衛生責任者教育
- ・足場の組立て、有機溶剤等の特別教育
- ・ゴンドラの操作の業務に係る特別教育
- ・高所作業車の運転の業務に係る特別教育 (作業床の高さ 10 m 未満)
- ・自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育
- ・低圧電気取扱業務特別教育
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ・安全衛生推進者教育
- ・安全大会時の施設使用料・テキスト代・安全講義の講師料 (飲食代、交通費は除く)講師料は最大30万円まで
- ・技能講習、特別教育等開催時会場使用料及び講師料
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿取扱い作業従事者の特別教育

【2 号会員・3 号会員対象】

- ・技能講習、特別教育等開催時会場使用料及び講師料
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿取扱い作業従事者の特別教育
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ・安全大会時の施設使用料・テキスト代・安全講義の講師料 (飲食代、交通費は除く)講師料は最大30万円まで

【1号会員対象】

2. 労働安全衛生法及びそれに関連する規則に基づく健康診断を受けた場合は、所轄の営業所・部署長が確認した後、費用の50%を負担する。
- 所定の定期健診は以下の通りとする。
- 但し、最終外注費支払い後、1年以内に現場に従事する予定がある一次協力業者については本条項の適用を認める。
- ・定期健診 1年に1回
 - ・有機溶剤健診 6ヶ月に1回
 - ・じん肺健診（サンドブラスト作業に従事している者に限り） 1年に1回
 - ・特定化学物質検診（エチルベンゼン・スチレンモノマー・メチルイソブチルケトン）（特定化学物質取扱い作業に従事しているものに限り） 6ヶ月に1回
 - ・鉛健診（鉛作業に従事しているものに限り） 6ヶ月に1回
 - ・取引先指定の薬物検査
 - ・所轄の営業所・部署長が主催する健康診断施設使用料

【1号～3号会員対象】

3. 労働安全衛生法及びそれに関連する規則に基づく健康維持等の福利厚生費用を負担する。

第12条 （給付金） 【1号会員・2号会員・3号会員は本条第1項及び第2項1）のみ対象】

1. 会員の代表者及び従業員が普通賦課金の対象となる工事中の事故により被災した場合は、下記金額を上限として次の給付を行う。
- 1) 見舞金 1) 2) 合わせて 300,000円
 - 2) 香典・弔電・生花・花輪
2. 会員の代表者及び従業員が普通賦課金の対象となる、現場従事期間中の事故により被災した場合は、それぞれ次の給付を行う。
- 1) 死亡・後遺障害
 - 死亡給付金 親方 45,000,000円 （※会員協力業者の代表者）
 - 子方 30,000,000円
 - 後遺障害 普通傷害保険約款別表の掛率による。
 - 2) 入院給付金【3号会員除く】
 - 入院 親方 1日 15,000円（最大100日まで）
 - 子方 1日 10,000円（最大100日まで）
 - ※死亡・後遺障害確定日以降は、給付しない。
 - 3) 休業補償【3号会員除く】
 - 休業 親方 1日 15,000円（最大365日まで）
 - 子方 1日 10,000円（最大365日まで）
 - ※死亡・後遺障害確定日以降は、給付しない。
3. 給付金のうち入院給付金及び休業補償については、第10条の普通賦課金の対象となる工事期間中の1号会員および2号会員を対象とする。
- 1年以上連続して負担していない場合は、子方とみなして取扱う。
4. ㈱カシワバラ・コーポレーションがこの規定に定める補償を行った時は、同一の事由については、その価格の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

第13条 (特別給付金)

本会のため特に貢献のあった会員の代表者が、労災以外の事由で死亡した場合は、特別給付金を下記の金額を上限として支給することができる。

- 1) 香典・弔電・生花・花輪の合計金額100,000円

但し、その地域においての社会通念上の範囲内とする。

第14条 (事故発生時の措置)

会員において、普通賦課金の対象となる工事中の事故により被災した場合は、カシワバラ・コーポレーションの事故報告書のワークフローを現場担当営業所が提出することをもって下記事項を通知したものとする。

- 1) 事故発生日時
- 2) 事故発生場所
- 3) 被災者氏名、年令
- 4) 事故の状況、損害の程度
- 5) 事故に際してとった措置

第15条 (給付金の請求手続き)

会員は、給付金の請求事由の発生した時は、給付金の請求に必要な書類を整え、事務局に提出する。

第16条 (会計期間)

本会の会計期間は毎年4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。

付 則

第1条 (実施)

この規則は、昭和61年10月1日より実施する。

第2条 (改定実施)

この規則は、平成14年12月21日より改定実施する。

この規則は、平成21年 5月21日より改定実施する。

この規則は、平成22年 2月12日より改定実施する。

この規則は、平成22年 6月21日より改定実施する。

この規則は、平成22年 9月21日より改定実施する。

この規則は、平成22年10月21日より改定実施する。

この規則は、平成23年 6月 1日より改定実施する。

この規則は、平成24年 5月 1日より改定実施する。

この規則は、平成25年 4月 1日より改定実施する。

この規則は、平成26年 4月 1日より改定実施する。

この規則は、平成27年 7月 1日より改定実施する。

この規則は、平成29年12月 1日より改定実施する。

この規則は、平成30年11月 1日より改定実施する。

この規則は、令和 2年10月 1日より改定実施する。

この規則は、令和 5年 4月 1日より改定実施する。

この規則は、令和 6年12月 1日より改定実施する。

この規則は、令和 7年 4月 1日より改定実施する。

この規則は、令和 7年 5月 1日より改定実施する。